

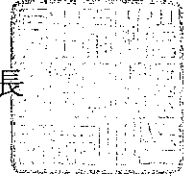


保医発1031第5号
平成23年10月31日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年11月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012(33)のイを次のように改める。

イ 次のいずれかの場合に算定する。

- (イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合
- (ロ) イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

現 行	改 正 後
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(32) (略)</p> <p>(33) 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) ア 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) は、「23」の尿中肺炎球菌荚膜抗原に準じて算定する。 イ <u>喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断を用いた場合に算定する。</u> ウ 尿中肺炎球菌荚膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>(34)～(44) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(32) (略)</p> <p>(33) 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) ア 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) は、「23」の尿中肺炎球菌荚膜抗原に準じて算定する。 イ <u>次のいずれかの場合に算定する。</u> <u>(イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合</u> <u>(ロ) イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合</u> ウ 尿中肺炎球菌荚膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>(34)～(44) (略)</p>